

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、市町村から住民の本人確認情報及び附票本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルとして保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。附票本人確認情報は、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。(都道府県知事保存附票本人確認情報には、個人番号は含まれない。)
- ・住民基本台帳ネットワークは、専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用を防止するため、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じているほか、システムの操作者には住基法に基づく守秘義務が課せられている。
- ・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(都道府県サーバ集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

評価実施機関名

高知県知事

公表日

令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に高知県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③高知県知事から本人確認情報に係る高知県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人情報の本人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の15の2第2項・第3項（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用） ・第30条の44の7第2項・第3項（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高知県総務部市町村振興課
②所属長の役職名	市町村振興課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高知県総務部法務文書課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9156
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高知県総務部市町村振興課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9313
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・本業務で取扱う特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ・取得したデータに対して県や委託事業者が更新や削除等を行うこともない。 ・地方公共団体情報システム機構において厳格な不正アクセスの防止策を講じている。 ・電子記録媒体を使用する際は、パスワードを設定する等により情報漏えいの防止策を講じている。 以上から、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[]		
最も優先度が高いと考えられる対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月12日	I 基本情報/7. 評価実施機関における担当部署/②所属長	市町村振興課長 成田 浩	市町村振興課長 神田 広貴	事後	人事異動 (その他の項目の修正であり 事前の提出・公表が義務付け られないため)
令和1年6月12日	様式変更		IVリスク対策の追加	事前	様式変更による
令和1年6月12日	I 基本情報/5. 評価実施機関における担当部署/②所属長の役職名	市町村振興課長 神田 広貴	市町村振興課長	事後	様式変更による
令和2年7月6日	I 関連情報/7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求/請求先	高知県総務部文書情報課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9156	高知県総務部法務文書課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9156	事後	機構改革に伴う変更
令和5年11月7日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報 の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評 価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎 項目評価書	事前	「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図る ための行政手続等における情 報通信の技術の利用に関す る法律等の一部を改正する法 律(令和元年5月31日法律第 16号。以下「デジタル手続法」 という。)」の施行及び住民基 本台帳法の一部改正に伴う変 更のため。
令和5年11月7日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	高知県は、住民基本台帳ネットワークに係る本 人確認情報の管理及び提供等に関する事務に おける特定個人情報ファイルの取扱いにあた り、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプ ライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかね ないことを認識し、特定個人情報の漏えいそ 他の事態を発生させるリスクを軽減させるた めに適切な措置を講じ、もって個人のプライバ シー等の権利の保護に取り組んでいることを宣 言する。	高知県は、住民基本台帳ネットワークに関する 事務における特定個人情報ファイルの取扱いに あたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人 のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし かねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させる ために適切な措置を講じ、もって個人のプライバ シー等の権利の保護に取り組んでいることを宣 言する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月7日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）に基づき、市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報（「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。 ・住民基本台帳ネットワークは、専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用を防止するため、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じているほか、システムの操作者には住基法に基づく守秘義務が課せられている。 ・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所（都道府県サーバ集約センター）に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）に基づき、市町村から住民の本人確認情報及び附票本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルとして保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報（「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。<u>附票本人確認情報は、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。（都道府県知事保存附票本人確認情報には、個人番号は含まれない。）</u> ・住民基本台帳ネットワークは、専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用を防止するため、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じているほか、システムの操作者には住基法に基づく守秘義務が課せられている。 ・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所（都道府県サーバ集約センター）に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年11月7日	I - 1 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年11月7日	I - 1 ②事務の概要	—	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月7日	I - 1 ②事務の概要	都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的高知県では、住基法の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③高知県知事から本人確認情報に係る高知県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人情報の本人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの 本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的高知県では、住基法の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③高知県知事から本人確認情報に係る高知県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人情報の本人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの 本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月7日	I-1 ②事務の概要	—	2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年11月7日	I-1 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年11月7日	I-2	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月7日	I - 3	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) 附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年11月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年1月1日 時点	令和5年9月30日 時点	事後	時点の修正。
令和5年11月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年1月1日 時点	令和5年9月30日 時点	事後	時点の修正。
令和5年11月7日	IV - 1	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	記載誤りの修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月24日	I - 3	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)による住基法の改正に合わせて、法令上の根拠を追加。
令和6年11月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年9月30日 時点	令和6年9月30日 時点	事後	時点の修正。
令和6年11月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年9月30日 時点	令和6年9月30日 時点	事後	時点の修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月5日	IV- 8. 人手を介在させる作業	—	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 ・本業務で取扱う特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ・取得したデータに対して県や委託事業者が更新や削除等を行うこともない。 ・地方公共団体情報システム機構において厳格な不正アクセスの防止策を講じている。 ・電子記録媒体を使用する際は、パスワードを設定する等により情報漏えいの防止策を講じている。 以上から、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による
令和6年11月5日	IV- 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更による